

## 「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画(仮称)」の策定について

### 1. 趣旨・経緯

- 2022年5月に制定された「**困難な問題(※)を抱える女性への支援に関する法律**」(以下「女性支援法」という。)に基づき、支援のための施策の実施に関する**都道府県基本計画**を、**今年度中に策定**することとしている。

(※) 困難な問題：DV・ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害、  
予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮 等

- また、DVの防止や被害者の保護・自立支援を図るため、「**愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)**」(以下「DV防止基本計画(4次)」という。)を策定し、施策を推進しているが、女性支援法の内容に関連が深いことから、これらの計画を**一体的に策定**する。(計画期間：2024～2028年度)
- なお、DV防止基本計画(4次)は、計画期間の終期が2022年度であったため、昨年度中に次期計画を策定する予定であったが、今回の一体的策定に向けて、計画期間の終期を1年延長(2023年度まで)している。
- 女性支援法に基づく基本計画は、国が定めた基本方針に即して策定することとし、**計画期間は5年(2024～2028年度)**とする。

#### (参考 法律制定の背景)

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など  
**複雑化、多様化、複合化**



困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」等の視点を明確にした上で**新たな支援の枠組み**を構築するため、議員立法により制定

### 2. 計画策定のポイント

#### <女性支援法における基本理念の概要>

- ・女性の抱える問題が多様化、複合化していることを踏まえ、それぞれの意思が尊重され、その福祉が増進されるよう、**多様な支援を包括的に提供する体制を整備**すること。
- ・**関係機関及び民間団体の協働**により、**早期から切れ目なく支援が実施**されるようにすること。

#### <計画の内容>

上記の基本理念等を踏まえ、主に以下の観点から必要な施策を位置づけることを検討する。

- ・ **包括的な相談支援体制の整備**
- ・ **適切な安全確保・保護体制の整備**
- ・ **本人の意思を尊重した自立支援の推進**
- ・ **行政、関係機関、民間支援団体相互の連携、協働**
- ・ **支援者の育成やDV防止等に関する啓発の推進**

#### <計画策定の進め方>

- ・ 学識者、民間支援団体の代表者、行政機関等を構成員とする**計画策定検討会議**を設置し、計画の内容を検討する。
- ・ 市町村や民間支援団体、関係施設等へのヒアリング等により現状を把握し、計画策定の基礎資料とする。

### 3. 策定スケジュール(予定)

2023年8月	第1回検討会議(骨子案の検討)
11月	第2回検討会議(素案の検討)
12月～	パブリック・コメントの実施
2024年2月	第3回検討会議(最終案の検討)
3月	計画策定・記者発表